



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課） 1
- 種畜証明書の交付（畜産課） 2
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課） 2
- 民有保安林の指定の解除の予定・2件（森林管理課） 3
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 5

収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・2件 6

正 誤

- 平成27年3月13日付け公報定期第4329号中訂正・2件 7

告 示

沖縄県告示第70号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。

平成28年2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

証明書番号	家畜の種類	品種	名前	毛色	等級	飼養者	
						住所又は所在地	氏名又は名称
11445977117	牛	黒毛和種	永福	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11375886596	牛	黒毛和種	花福波	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11371670878	牛	黒毛和種	安勝照重	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11445858416	牛	黒毛和種	北見	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11445932222	牛	黒毛和種	北福百合	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11436255569	牛	黒毛和種	多良福	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11477427932	牛	黒毛和種	金寅	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター

11477422456	牛	黒毛和種	玉福波	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11374162820	牛	黒毛和種	北百合	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11374165357	牛	黒毛和種	朱里	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター

沖縄県告示第71号

沖縄県種畜検査条例（昭和47年沖縄県条例第110号）第3条第1項の規定により、臨時種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。

平成28年 2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

証明書番号	家畜の種類	品種	名前	毛色	等級	飼養者	
						住所又は所在地	氏名又は名称
31547990001	豚	ランドレース種	オキナワアイランド L1550007	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547990002	豚	ランドレース種	オキナワアイランド L1530008	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547990003	豚	ランドレース種	オキナワアイランド L1530016	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547990004	豚	ランドレース種	オキナワアイランド L1540028	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547990005	豚	ランドレース種	オキナワアイランド L1560040	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547990006	豚	大ヨークシャー種	チャンピオンアロン オキカイ20072	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547990007	豚	大ヨークシャー種	マルトアロンオキカイ 20066	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547990008	豚	デュロック種	サリーシムコオキカイ 10049	茶	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547990009	豚	デュロック種	ミスシムコオキカイ 20059	茶	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547990010	豚	デュロック種	ボールドシムコオキカイ 20023	茶	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547990011	豚	デュロック種	マシーブシムコオキカイ 20038	茶	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター

沖縄県告示第72号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市新城西地区県営農地整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成28年2月17日から同年3月15日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名伊瀬名原643番（次の図に示す部分に限る。）、643番3
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名山196番26・196番27・196番115（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、196番105、196番106、196番107、196番111、196番112、196番113、196番119、196番120、196番121、196番123
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第75号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
普天間(1)	宜野湾市普天間一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
普天間(2)	宜野湾市普天間一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
愛知	宜野湾市字愛知及び長田二丁目の区域のうち、次の図に示す	急傾斜地の崩壊

	区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	
志真志(1)	宜野湾市志真志一丁目及び志真志三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
志真志(2)	宜野湾市志真志一丁目及び志真志三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
志真志(3)	宜野湾市志真志二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
我如古	宜野湾市我如古四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
真志喜	宜野湾市真志喜一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
嘉数(1)	宜野湾市嘉数四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
嘉数(2)－1	宜野湾市大謝名三丁目、大謝名四丁目、嘉数一丁目、嘉数四丁目及び真栄原二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
嘉数(2)－2	宜野湾市大謝名三丁目、大謝名四丁目、嘉数一丁目、嘉数四丁目及び真栄原二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
嘉数(4)	宜野湾市嘉数一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
嘉数(5)	宜野湾市嘉数一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
野嵩(1)	宜野湾市野嵩一丁目及び野嵩三丁目並びに中城村字登又の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに宜野湾市役所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
野嵩(2)	宜野湾市野嵩一丁目及び中城村字登又の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに宜野湾市役所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
上原	宜野湾市上原二丁目及び中城村字新垣の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに宜野湾市役所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊佐	宜野湾市伊佐一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大山(1)	宜野湾市大山二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜	急傾斜地の崩壊

	野湾市役所において縦覧に供する。)	
大山(2)	宜野湾市大山二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大山(3)	宜野湾市大山一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大謝名	宜野湾市大謝名三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
新城	宜野湾市新城二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
新垣	宜野湾市野嵩一丁目、上原二丁目、赤道二丁目及び字愛知並びに中城村字登又、字新垣、字北上原及び字南上原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに宜野湾市役所及び中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月23日 沖縄県指令土第1130号、平成27年 8月25日 沖縄県指令土第751号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市知花四丁目1874番 2 及び1886番
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路（避難通路及び排水路を含む。）、緑地、下水道（污水管施設）及び配水施設
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市おもろまち 4丁目19番16号 株式会社レキオス 代表取締役 宜保文雄
- 5 検査済証番号 平成28年 1月21日 第4270号
- 6 工事完了年月日 平成27年 8月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 8月 8日 沖縄県指令土第942号、平成27年11月12日 沖縄県指令土第885号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 大宜味村字塩屋念蒲1306番 6 ほか 2 筆（2 工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 大宜味村字大兼久157番地 大宜見村長 宮城功光
- 5 検査済証番号 平成28年 1月26日 第4271号

6 工事完了年月日 平成28年 1月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 3月20日 沖縄県指令土第451号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長869番 4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良81番地 2 せせらぎガーデン201号 瀬長寛
- 5 検査済証番号 平成28年 2月 5日 第4272号
- 6 工事完了年月日 平成28年 1月12日

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第5号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 2月16日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
那覇市住吉町三丁目	72番	宅地	113.04	113.04	113.04

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
儀間則男	那覇市字安謝240番地 6

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年12月17日

沖縄県収用委員会告示第6号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 2月16日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
那覇市住吉町三丁目	328番	宅地	149.73	149.73	149.73

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
我那覇生吉	那覇市若狭3丁目31番9号	5分の1
我那覇生二	神奈川県横浜市南区六ツ川二丁目75番地の28グリーンヒル弘明寺307号	5分の1
又吉正子	那覇市宇栄原4丁目16番1-1108号宇栄原市営住宅6	5分の1
我那覇生昌	那覇市字国場301番地チモールハイツ205	5分の1
垣花キヨ子	豊見城市字根差部248番地	5分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年12月17日

正 誤

平成27年3月13日付け公報定期第4329号掲載の「民有保安林の指定の予定（沖縄県告示第152号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	下から22	第1項	第2項

平成27年3月13日付け公報定期第4329号掲載の「民有保安林の指定の予定（沖縄県告示第153号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	下から5	第1項	第2項

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号